

保育所等訪問支援



内容

☆保育所等訪問支援は、児童福祉法に定められた保育所等訪問支援事業の指定に基づく支援です。

☆保育所等を現在利用している、または、今後利用する予定の発達に心配のあるお子さんが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

☆療育等の経験を持つ専門職員が保育所等に訪問し、本人に対する支援**直接支援**と訪問先スタッフに対する支援**間接支援**を行います。

対象

流山市へ居住し、保育園、幼稚園、認定こども園等に通う集団での生活や適応に専門的支援が必要なお子さん。（通常の事業の実施地域は流山市の全域とする。市外の訪問先については相談に応じます。）

利用の流れ

- ① 相談申込：保護者より療育相談室へ申込をします。
- ② 療育支援会議：専門職で検討し、『保育所等訪問支援の利用が適当』と認められたお子さんに対し、サービス利用の提案します。
- ③ 保護者より保育所等訪問支援の利用をお子さんの通う保育所等へ報告します。
- ④ 障害児通所受給者証の取得：保護者が障害者支援課で手続きをします。※障害児通所受給者証交付にあたり、支援計画書の作成が必要になります。相談支援事業所と別途契約をし、計画作成していくことをおすすめします。
- ⑤ 児童発達支援センター利用契約：保護者と契約・聞き取り面接をします。
- ⑥ 保育所等と打ち合わせまたは担当者会議：保護者、保育所等と作成した個別支援計画の共有や訪問日の調整を行います。
- ⑦ 訪問支援の実施：事業所より、実施内容を保護者へ状況報告します。

支援について

回数	月1～2回
時間	① 10時00分から12時00分まで または ② 13時30分から15時30分まで ※終了前30分を目安に施設の職員に対してフィードバックを行います。
費用	障害福祉サービスとして、月ごとの利用者負担には上限があります。訪問支援の定率負担は、所得に応じて負担上限が設定され、一月の利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。（受給者証に記載がありますのでご確認ください。）※満3歳になって初めての4月1日から3年間は利用料無償化の対象です。
事業効果	お子さんは自己肯定感が、訪問先は支援力が高まり、移行後の支援に継続性が保たれることが期待されます。 保護者はお子さんの育ちへの安心感と施設への信頼感が高まることが期待されます。
留意事項	・他の児童発達支援と同日に利用することはできません。 ・保育所等訪問支援の頻度または終了の時期は、①目標の達成②就学、転居などの状況の変化③当初の想定時期等において検討・相談していきます。

（参考）流山市児童発達支援センターつばさ 保育所等訪問支援運営規定

厚生労働省ホームページ 保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書

<https://www.mhlw.go.jp>



流山市児童発達支援センター

〒270-0113

流山市駒木台221-3

TEL 04-7154-4844

（療育相談室）